

太田都市計画第一種市街地再開発事業の決定(太田市決定)

都市計画太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		太田駅南口第四地区第一種市街地再開発事業						
面 積		約 0. 2ha						
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考	
		区画道路	太田九合176号線		8m	約57m	整備済	
			太田九合177号線		8m	約25m	整備済	
	公園及び緑地	種 別	名 称		面 積	備 考		
		—	—		—	—		
	下 水 道	公共下水道整備済						
	そ の 他 の 公 共 施 設	—						
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主 要 用 途	備 考	
		建築面積	延べ面積※	建築面積の割合	延べ面積の割合			
	街区全体	約1,500㎡	約5,300㎡ (約7,500㎡)	約7.9/10	約27.9/10	業務施設 商業施設 住宅 駐車場	※数値は容積率対象面積 ()内は延べ床総面積	
	(参考) 高度利用地区の制限内容							
	最高限度 建蔽率 8/10 容積率 A:60/10、B:40/10							
	※ただし建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては、1／10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては、2／10を加えた値とする。							
	最低限度 容積率 20/10 建築面積 200㎡以上							
	壁面の位置の制限 2m							
	に建築敷地の計画整備		建築敷地面積		整 備 計 画			
		街区全体	約1,900㎡		壁面位置の制限により公開空地の整備を行い、中心市街地にふさわしい魅力ある都市空間を創出する。			
住宅建設の目標	戸 数		面 積※		備 考			
					※数値は述べ床総面積			

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

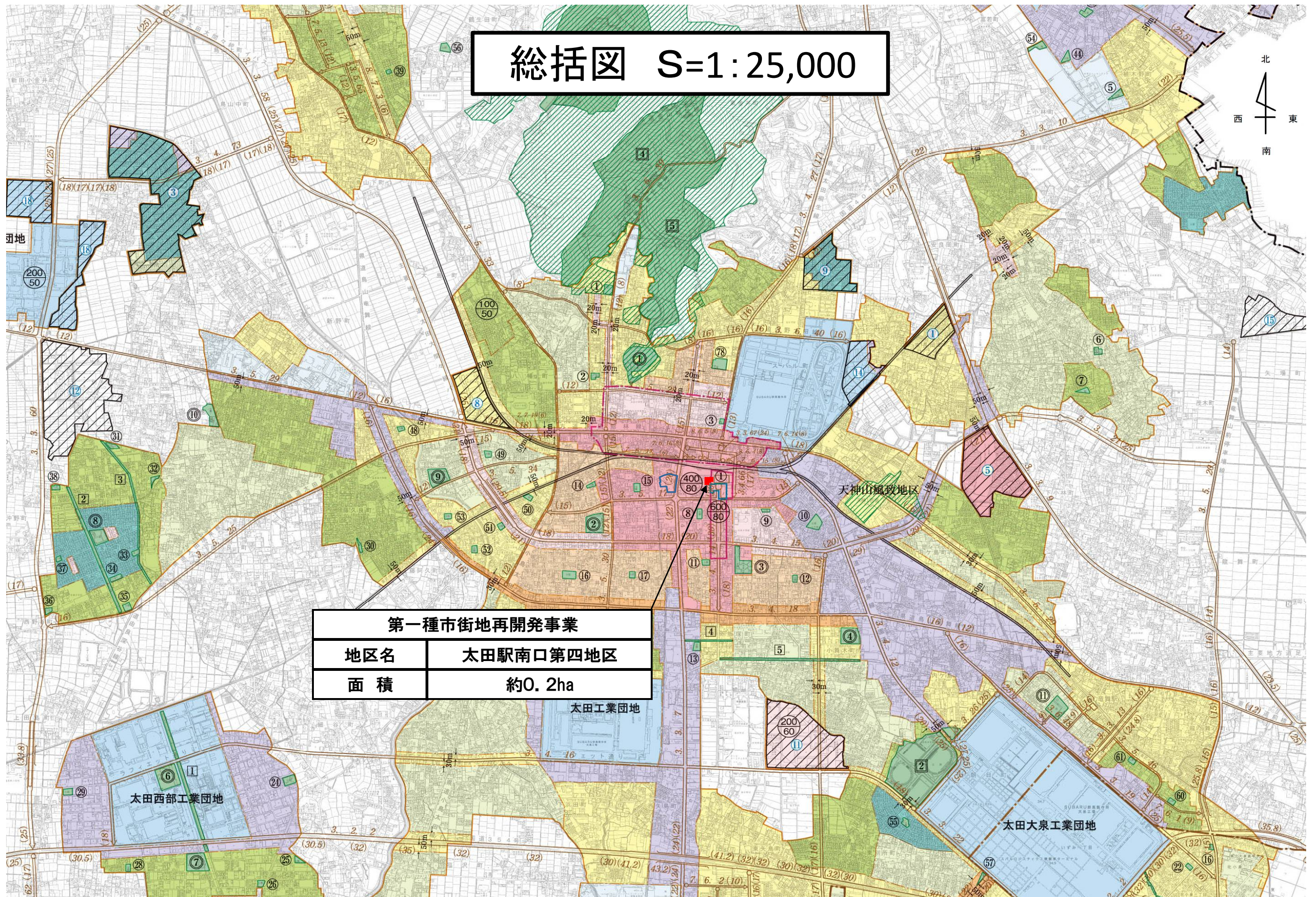
理 由

太田駅南口第四地区は、建築物の老朽化が進み、防災上の危険性が危惧されている状況にあるため、市街地再開発事業の実施により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、中心市街地における賑わいの創出及び活性化を実現しようとするものである。

総括図 S=1:25,000



第一種市街地再開発事業	
地区名	太田駅南口第四地区
面積	約0.2ha



市街地再開発事業

計 画 図

縮尺：1／2500

北
東
西
南

第一種市街地再開発事業

地区名	太田駅南口第四地区
面 積	約0.2ha
凡 例	
	市街地再開発事業施行区域
番 号	区域界名称
1～2	道路中央界
2～7	筆界
7～8	道路中央界
8～1	筆界

市街地再開発事業

計 画 図

縮尺：1／2500

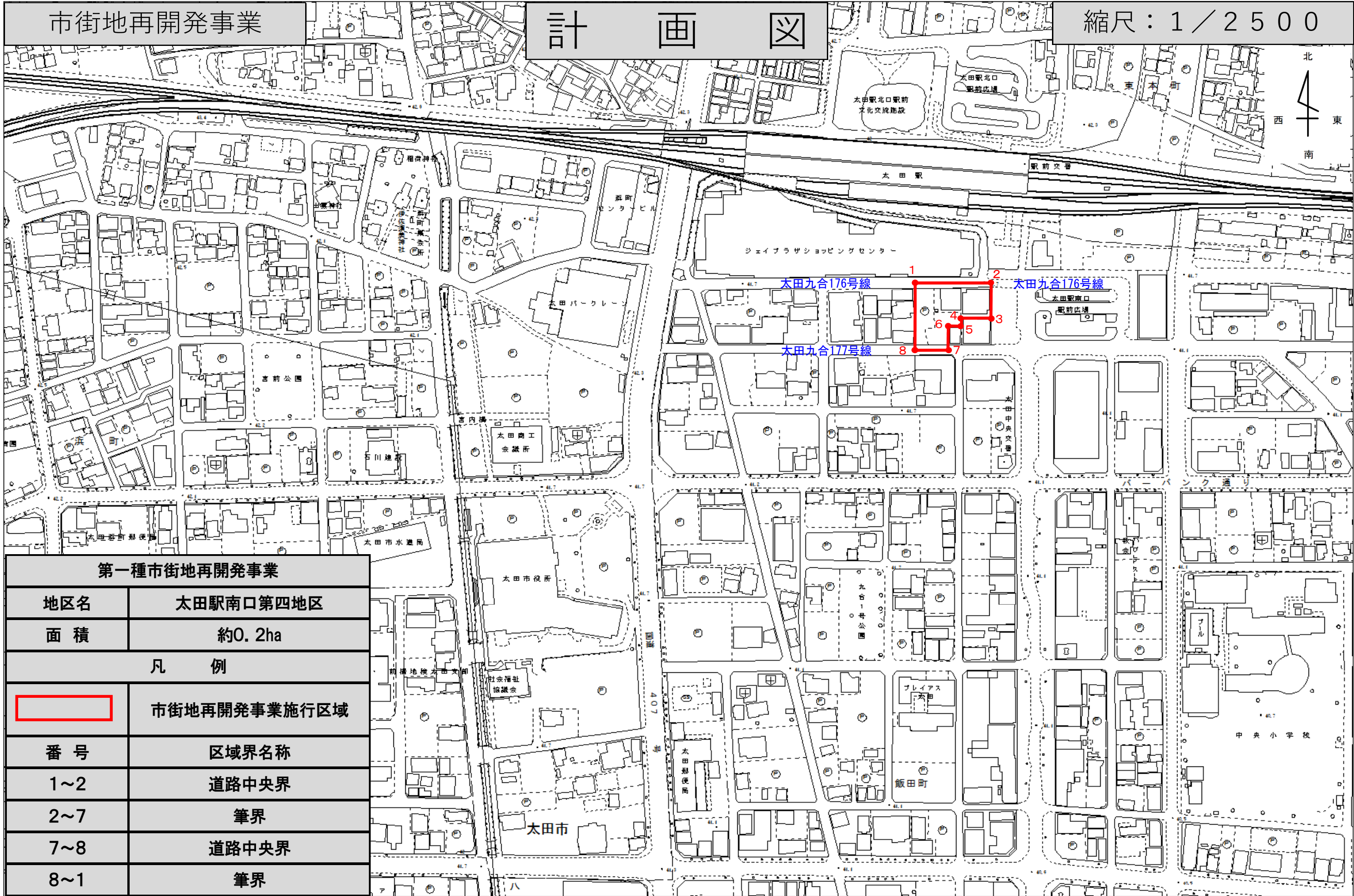
第一種市街地再開発事業	
地区名	太田駅南口第四地区
面 積	約0.2ha
凡 例	
	市街地再開発事業施行区域
番 号	区域界名称
1～2	道路中央界
2～7	筆界
7～8	道路中央界
8～1	筆界

市街地再開発事業

計 画 図

縮尺：1／2500

第一種市街地再開発事業	
地区名	太田駅南口第四地区
面積	約0.2ha
凡 例	
	市街地再開発事業施行区域
番 号	区域界名称
1～2	道路中央界
2～7	筆界
7～8	道路中央界
8～1	筆界



第一種市街地再開発事業	
地区名	太田駅南口第四地区
面 積	約0. 2ha
凡 例	
	市街地再開発事業施行区域
番 号	区域界名称
1～2	道路中央界
2～7	筆界
7～8	道路中央界
8～1	筆界

第一種市街地再開発事業	
地区名	太田駅南口第四地区
面 積	約0. 2ha
凡 例	
	市街地再開発事業施行区域
番 号	区域界名称
1～2	道路中央界
2～7	筆界
7～8	道路中央界
8～1	筆界

太田駅南口第四地区

約0.2ha

市街地再開発事業施行区域

区域界名称

道路中央界

筆界

道路中央界

筆界